

議案第66号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年10月9日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めたいため。

# 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案

## 交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第27条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）

第5章 雑則（第30条—第32条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員から申出がある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

## 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表（以下「給料表」という。）によるものとする。

(号給)

第5条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給方法)

第6条 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）第11条及び第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(地域手当)

第7条 給与条例第14条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第8条 給与条例第14条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第9条 給与条例第16条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(休日勤務手当)

第10条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(夜間勤務手当)

第11条 給与条例第17条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(宿日直手当)

第12条 給与条例第19条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第19条第1項の勤務は、第9条において準用する給与条例第16条第1項、第10条において準用する給与条例第17条第1項及び前条において準用する給与条例第17条の2の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務時間の端数計算)

第13条 給与条例第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(期末手当)

第14条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年条例第25号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、交野市職員の勤務時間等に関する条例(昭和30年条例第12号。以下「勤務時間等条例」という。)第7条の2第1項に規定する超勤代休時間(以下「超勤代休時間」という。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定める当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により割り振る当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、当該額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の特務勤務に係る報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間(勤務時間等条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 12月29日から翌年1月3日までの日に勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の額は、前項に規定する規則で定める割合にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の160(汚物の収集及び処理に従事するパートタイム会計年度任用職員については、100分の185)を乗じて得た額とする。

4 第1項の正規の勤務時間以外の勤務時間が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤

務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- 5 超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間にパートタイム会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100から100分の150の範囲内で規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務に係る報酬を支給することを要しない。

（休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日に勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の額については、前条第3項の規定を準用する。

（夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の端数計算）

第23条 給与条例第15条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について

準用する。この場合において「第16条（時間外勤務手当）、第17条（休日勤務手当）及び第17条の2（夜間勤務手当）の規定」とあるのは「交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第20条（時間外勤務に係る報酬）、第21条（休日勤務に係る報酬）及び第22条（夜間勤務に係る報酬）の規定」と、「それぞれの手当」とあるのは「それぞれの報酬」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第24条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第5項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給方法）

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、市長が定める。



- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日まで報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月まで報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 第20条から第22条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員の勤務形態を考慮して市長が別に定める数で除して得た額
- (2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を勤務時間等条例第3条第2項の規定により割り振る当該パートタイム会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、超勤代休時間、祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、超勤代休時間である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

## 第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

### (通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(通勤の実情を勘案し市長が別に定めるものを除く。)、支給日、返納等については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

### (公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、交野市職員旅費条例(昭和30年条例第21号)の規定の適用を受ける職員の例による。

## 第5章 雑則

### (給与からの控除)

第30条 給与条例第2条の2第1号及び第3号の規定は、会計年度任用職員について準用する。

### (市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、市長が別に定める。

### (委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 パートタイム会計年度任用職員のうち、この条例の施行の日の前日において次の各号に掲げる者のいずれかであったもので、同日から引き続き同一と認められる職務に従事するものが支給を受ける報酬(第18条に規定する報酬をいう。)の額が、同日においてその者について定められていた報酬又は賃金(第20条から第22条

に規定する報酬に相当するものを除く。)の額に達しないこととなるときは、当分の間、その差額に相当する額を報酬としてその者に支給する。

(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)

第1条の規定による改正前の地方公務員法(以下「改正前地方公務員法」という。)

第17条の規定により非常勤の職に任用されていた者

(2) 改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用されていた者

3 第24条第1項において準用する給与条例第20条第5項に規定する期末手当基礎額は、当分の間、前項の規定により支給する報酬の額を含むものとする。

4 附則第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員についての第26条各号の適用については、当分の間、同条第1号の規定中「第18条第1項の規定により計算して得た額」とあるのは「第18条第1項の規定により計算して得た額及び附則第2項の規定により支給する差額に相当する額の合計額」とし、同条第2号の規定中「第18条第2項の規定により計算して得た額」とあるのは「第18条第2項の規定により計算して得た額及び附則第2項の規定により支給する差額に相当する額の合計額」とし、同条第3号の規定中「第18条第3項の規定により計算して得た額」とあるのは「第18条第3項の規定により計算して得た額及び附則第2項の規定により支給する差額に相当する額の合計額」とする。

別表(第4条関係)

給料表

| 号給 | 給料月額    |
|----|---------|
| 1  | 144,100 |
| 2  | 145,200 |
| 3  | 146,400 |
| 4  | 147,500 |
| 5  | 148,600 |
| 6  | 149,700 |
| 7  | 150,800 |
| 8  | 151,900 |

|    |         |
|----|---------|
| 9  | 153,000 |
| 10 | 154,400 |
| 11 | 155,700 |
| 12 | 157,000 |
| 13 | 158,300 |
| 14 | 159,800 |
| 15 | 161,300 |
| 16 | 162,900 |
| 17 | 164,200 |
| 18 | 165,700 |
| 19 | 167,200 |
| 20 | 168,700 |
| 21 | 170,100 |
| 22 | 172,800 |
| 23 | 175,400 |
| 24 | 178,000 |
| 25 | 180,700 |
| 26 | 182,400 |
| 27 | 184,000 |
| 28 | 185,700 |
| 29 | 187,200 |
| 30 | 188,900 |
| 31 | 190,700 |
| 32 | 192,400 |
| 33 | 194,000 |
| 34 | 195,900 |
| 35 | 197,800 |
| 36 | 199,700 |

|    |         |
|----|---------|
| 37 | 201,600 |
| 38 | 203,400 |
| 39 | 205,300 |
| 40 | 207,200 |
| 41 | 209,100 |
| 42 | 211,000 |
| 43 | 212,900 |
| 44 | 214,800 |
| 45 | 216,600 |
| 46 | 218,400 |
| 47 | 220,100 |
| 48 | 221,800 |
| 49 | 223,400 |
| 50 | 224,900 |
| 51 | 226,500 |
| 52 | 228,000 |
| 53 | 229,200 |
| 54 | 230,500 |
| 55 | 232,100 |
| 56 | 233,500 |
| 57 | 235,000 |
| 58 | 236,500 |
| 59 | 237,900 |
| 60 | 239,500 |
| 61 | 241,000 |
| 62 | 242,600 |
| 63 | 244,100 |
| 64 | 245,700 |

|    |         |
|----|---------|
| 65 | 247,200 |
| 66 | 248,700 |
| 67 | 250,400 |
| 68 | 252,100 |
| 69 | 253,900 |
| 70 | 255,700 |
| 71 | 257,400 |
| 72 | 259,100 |
| 73 | 260,800 |
| 74 | 262,600 |
| 75 | 264,400 |
| 76 | 266,200 |
| 77 | 268,000 |
| 78 | 269,700 |
| 79 | 271,500 |
| 80 | 273,300 |
| 81 | 275,000 |
| 82 | 276,700 |
| 83 | 278,500 |
| 84 | 280,100 |
| 85 | 281,800 |
| 86 | 283,200 |
| 87 | 284,800 |
| 88 | 285,800 |
| 89 | 287,400 |
| 90 | 289,000 |
| 91 | 290,400 |
| 92 | 291,600 |

|     |         |
|-----|---------|
| 93  | 292,900 |
| 94  | 294,200 |
| 95  | 295,300 |
| 96  | 296,500 |
| 97  | 297,700 |
| 98  | 298,800 |
| 99  | 299,900 |
| 100 | 301,000 |
| 101 | 301,900 |
| 102 | 302,800 |
| 103 | 303,600 |
| 104 | 304,200 |